

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

公 告 ページ
○建設業法に基づく処分（10件）（土木政策課） 1

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月23日

高知県知事 濱田 省司

- 処分をした年月日
令和6年4月17日
- 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
木本工業株式会社
代表取締役 木本 善章
高知市鷹匠町一丁目2番51号
高知県知事許可（般・特）第144号
- 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に関する営業のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。）であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの
(2) 営業の停止の期間
令和6年4月24日から同年5月23日までの30日間
- 処分の原因となった事実
木本工業株式会社は、高知県が発注した地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22

年法律第54号）第3条の規定に違反する行為を行い、このことにより、令和5年9月28日付けで公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該排除措置命令及び課徴金納付命令が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月23日

高知県知事 濱田 省司

- 処分をした年月日
令和6年4月17日
- 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
株式会社ジオテック
代表取締役 長崎 良信
高知市南御座2番22号
高知県知事許可（般）第10086号
- 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に関する営業のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。）であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの
(2) 営業の停止の期間
令和6年4月24日から同年5月23日までの30日間
- 処分の原因となった事実
株式会社ジオテックは、高知県が発注した地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為を行い、このことにより、令和5年9月28日付けで公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該排除措置命令及び

課徴金納付命令が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月23日

高知県知事 濱田 省司

- 処分をした年月日
令和6年4月17日
- 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
興和技建株式会社
代表取締役 久保田 一水
高知市小津町7番1号
高知県知事許可（般・特）第3650号
- 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に関する営業のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。）であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの
(2) 営業の停止の期間
令和6年4月24日から同年5月23日までの30日間
- 処分の原因となった事実
興和技建株式会社は、高知県が発注した地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為を行い、このことにより、令和5年9月28日付けで公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該排除措置命令及び課徴金納付命令が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 処分をした年月日
令和6年4月17日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
株式会社種田工務
代表取締役 酒井 晋
高知市農人町2番3号
高知県知事許可（般）第274号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に関する営業のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。）であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの
(2) 営業の停止の期間
令和6年4月24日から同年5月23日までの30日間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社種田工務は、高知県が発注した地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為を行い、このことにより、令和5年9月28日付けで公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該排除措置命令及び課徴金納付命令が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり

り公告する。

令和6年4月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 処分をした年月日
令和6年4月17日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
長崎テクノ株式会社
代表取締役 長崎 正和
高知市若松町1705番地
高知県知事許可（般・特）第1298号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に関する営業のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。）であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの
(2) 営業の停止の期間
令和6年4月24日から同年5月23日までの30日間
- 4 処分の原因となった事実
長崎テクノ株式会社は、高知県が発注した地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為を行い、このことにより、令和5年9月28日付けで公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該排除措置命令及び課徴金納付命令が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 処分をした年月日

令和6年4月17日

2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

有限会社草苺地工
代表取締役 梶屋 慶男

吾川郡仁淀川町長者内1932番地1
高知県知事許可（般・特）第5182号

- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に関する営業のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。）であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの
(2) 営業の停止の期間
令和6年4月24日から同年5月23日までの30日間
- 4 処分の原因となった事実
有限会社草苺地工は、高知県が発注した地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為を行い、このことにより、令和5年9月28日付けで公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 処分をした年月日
令和6年4月17日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
株式会社地研
代表取締役 中根 久幸

<p>高知市円行寺25番地 高知県知事許可（般・特）第942号</p> <p>3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止</p> <p>(1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業に関する営業のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。）であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの</p> <p>(2) 営業の停止の期間 令和6年4月24日から同年5月23日までの30日間</p> <p>4 処分の原因となった事実 株式会社地研は、高知県が発注した地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為を行い、このことにより、令和5年9月28日付けで公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該排除措置命令及び課徴金納付命令が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当する。</p> <p>~~~~~</p> <p>建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。 令和6年4月23日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 処分をした年月日 令和6年4月17日</p> <p>2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社四国トライ 代表取締役 松尾 俊明 高知市南川添17番21号 高知県知事許可（特）第838号</p> <p>3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止</p>	<p>(1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業に関する営業のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。）であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの</p> <p>(2) 営業の停止の期間 令和6年4月24日から同年5月23日までの30日間</p> <p>4 処分の原因となった事実 株式会社四国トライは、高知県が発注した地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為を行い、このことにより、令和5年9月28日付けで公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該排除措置命令及び課徴金納付命令が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当する。</p> <p>~~~~~</p> <p>建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。 令和6年4月23日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 処分をした年月日 令和6年4月17日</p> <p>2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 有限会社ムクタ工業 代表取締役 椋田 新也 長岡郡大豊町津家24番地12 高知県知事許可（般・特）第4789号</p> <p>3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止</p> <p>(1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業に関する営業のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則</p>	<p>(昭和24年建設省令第14号) 第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。)に係るもの又は民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。）であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの</p> <p>(2) 営業の停止の期間 令和6年4月24日から同年5月23日までの30日間</p> <p>4 処分の原因となった事実 有限会社ムクタ工業は、高知県が発注した地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為を行い、このことにより、令和5年9月28日付けで公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該排除措置命令及び課徴金納付命令が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当する。</p> <p>~~~~~</p> <p>建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。 令和6年4月23日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 処分をした年月日 令和6年4月17日</p> <p>2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社相愛 代表取締役 永野 敬典 高知市重倉266番2号 高知県知事許可（般）第10391号</p> <p>3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止</p> <p>(1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業に関する営業のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。）であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律</p>
---	--	--

（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの

（2） 営業の停止の期間

令和6年4月24日から同年5月23日までの30日間

4 処分の原因となった事実

株式会社相愛は、高知県が発注した地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為を行ったとして、令和5年9月28日付けで公正取引委員会により認定された。

このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当する。